

この間、地方行政委員会において審議中の警察法改正及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の審議、事務次官の考案及び閣議の決定を経て、現行を二編報告せしめ、報告の時間を時間以内とする二つの動議が、警察法及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の中間報告

ますことは、その趣旨とするところは、一応了解できますが、少しでも門の經驗を有する者を一切且つ無期に制限いたしますことは、余りにも當

格に過ぎると思われましますので、これを五年前の前歴者までに緩和したものであるといふのであります。

次に、警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案は、警察法案と関連して関係法令の規定を整理し、これに伴い、所要の経過措置を定めるものであります。これに對しましても、衆議院において若干の修正が加えられましたが、その修正は、警察法案の修正と対応して、当然必要な条文の引用上の整理であります。

地方行政委員会におきましては、五月十七日、右兩法案に關し、小坂國務大臣より提案理由の説明、衆議院議員西村直己君より修正理由の説明を聞き、同じく二十日、二十一日の兩日には公聴会を開き、全国知事会代表及知事知事桑原幹根君をはじめ、各団体の代表者、学識経験者等十四人の公述人より意見を聞いた後、各委員との間に質疑応答を重ねました。

五月二十五日より実質的審査の段階に入り、先づ總括質問より始めて、逐条審査に至るまで、二十五日、二十六日、二十八日、二十九日、六月一日、二日、三日と連日に亘り、慎重なる審議を続けたのであります。而してその間吉田内閣総理大臣、諸方副総理を初め、関係諸大臣の出席を求め、委員各位との間に質疑応答が繰返されたのであります。二十七日には、地方行政・内閣・人事・法務の連合委員会を開きました。二十八日には、警視總監田中栄一君ほか四名の参考人より、主として、自治体警察側より見た警察法案、二、首都警察の特異性、三、警察におけるいわゆる特高教育等の問題について供述を聴取いたしました。同日

午後には、本法案の重要性に鑑み、特に吉田内閣総理大臣の出席を求め、各委員との間に熱心なる質疑応答が行われました。以上の審議に當つて、各委員と政府側との間に行われた質疑応答は、いずれも法案内容の重要性に對応して、各般の事項に亘り、頗る広汎な範囲に及ぶものでありますので、その詳細につきましても、速記録について御覽願ふこととしたし、ここにはその焦点とも見られる主なる問題点の大体を御報告申上げることにとどめたいと存じます。

先づ第一は、警察法の基本理念に關する問題であります。即ち、「現行警察法には、前文があつて、警察法制定の基本理念を明らかにし、その中で地方自治の真義を推進する観点から、又人間の尊厳を最高度に確保し、更に国民に属する民主的権威の組織を確立する目的を以て」といふような点が強調されているが、これらの地方分権、人間の尊厳性、主権在民等、日本國憲法の基本精神は、今回の警察法案のどこにどのように取入れられてゐるか、今回前文を削除したのは、現行警察法の民主的建前と地方自治の趣旨を没却し、能率化、経費節約の名の下に、中央集権的国家警察を打立てんとする政府の意図の現われではないか」との質問に對しては、諸方副総理、小坂國務大臣等第一條に掲げたこの法律の目的は、現行法の翻訳的口調を日本人の感覚にふあつて、別段趣旨を変更したわけではない。即ち法案第一條中に「民主的理

念を基調とする警察の管理と運営を保障し」と云々と規定してゐるのは、憲法に諷かれた地方分権、主権在民の精神を含めたものであり、又人間の尊厳を最高度に確保することを意味するものであつて、いずれも憲法の根柢に流れる民主的理念に歸するものであるから、警察法に改めて詳しく強調するまでもないと考えます。民主警察の基本線は飽くまで堅持する方針は何ら變つていない旨の答弁がありました。

第二に、「法案によれば、国家公安委員会は委員長及び五人の委員から成り、委員長は國務大臣を以て充てる、委員は、不偏不党公平中正に職務を遂行すべき旨の宣誓を行うこととなつており、又委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない」とある。国家公安委員会の委員長に、政党内閣の國務大臣を以て充てることになれば、国家公安委員会の中立性は損なわれ、選挙干渉、人事介入等によつて、警察は政府の意のままに動くようになり、その政治偏向によつて、恐るべき弊害をもたらす虞れはないか。最近検察庁法第十四条による法務大臣の指揮権発動の例もあり、危機の念に堪えない」との質問に對しては、諸方、小坂兩大臣より、「國の治安責任を明確にするために、國務大臣を國家公安委員長に充てることにした。併し委員長は、委員ではなく、表決権を有せず、採決権を有するだけであり、委員会は、委員長及び五人の奇数の委員によつて構成されるのみならず、委員は、国会の同意を得て任命され、五年の任期が保障されて、政治から全く中立性を保ち得ることになつてゐるので、チェック・

アンド・バランスの作用が働き、國務大臣たる委員長が、不当なインフルエンスを及ぼして、國家公安委員会の政治的中立性を害する虞れはない。即ち今回の制度は、政党内閣の下における治安責任の明確化と、警察の政治的中立維持の二つの要件の調和を図つた苦心の結果である」旨の答弁がありました。

なお、「委員長は会務を總理し、委員を代表する」とあるが、これについて不当に政治的に委員会を左右し、又は委員長個人として独断専行し得る余地はないか」との質問に對し、「委員長が会務を總理するといふのは、委員会を招集し、これを主宰するほか、委員の職務をすべくするだけであつて、委員会に不当の圧力を加える余地はない。又委員会を代表するといふのは、委員会で決定せられたことを外部に向つて代表するだけであつて、委員長として委員会の意思に基かないで外部に行動することはできない」との答弁がありました。

第三は、「府県警察の性格について、政府は提案理由の説明の中で、府県自治体警察であると述べてゐるが、その幹部は、これを國家公務員とし、その人事を中央で握り、これに對して府県警察の最高管理責任者たる府県公安委員会に殆んど発言権を与えてゐない。かように基本的地方公共団体たる市町村の自治体警察を一挙に廢止し、能率化と稱して、府県警察一本化を企て、人事を通じて全國の警察を中央の強い統制の下に置こうとする今回の警察法案のどこに、府県警察を自治体警察なりと説明できる根拠があるか」との質問に對しましては、「府県警察は、

知事が府県議會の同意を得て任命する府県公安委員会が全面的に管理し、その経費も原則として府県が負担し、若干の幹部を除いては、全部地方公務員であり、府県警察の内部組織や人事管理は、法律によるものではなく、全部地方の条例で定めるものであるから、實質上これが府県自治体警察であることは疑いない。ただ警察事務は、國と地方の利害に關するものであるから、その特殊性に鑑み、最小限度において必要な國家的要請を國に留保したに過ぎないものである」旨の答弁がありました。

第四は、「法案第七十四條に「内閣總理大臣は、第七十一條の規定により、緊急事態の布告を發した場合には、これを發した日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならぬ。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されてゐる場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない」とあるが、この但書の衆議院が解散されてゐる場合には、憲法第五十四條に従ひ參議院の緊急集會を求め、その承認を求めるべきではないか。これは政府の參議院輕視の現れではないか」との質問に對しては、小坂國務大臣より、「この国会承認は、政府の布告に對する責任の解除を本旨とするものであるから、多少遅れることはあつても、完全に成立した国会兩院の承認を得ることが必要且つ適當と考えたのであつて、參議院輕視の念は毛頭ない」旨の答弁がありました。

第五に、「現在自治体警察と國家地方警察の職員の間には相當大きな給与の差があり、府県警察となつた場合、本

昭和二十九年六月七日 参議院會議録第五十九号

地方行政委員長から中間報告があつた警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を一括して
国会法第五十六条の三の規定により本会議において審議することの動議 警察法案外一件

一一九二

俸が相当引下げられる結果となり、この場合その差額は手当として支給せられることとなつてゐるが、これは恩給の基礎には計算せられてゐない。従つて自治体警察の諸君の中には、恩給上非常な損を招く結果となるが、政府はこれに対して何らかの対策を考慮する必要があるかとの質問に対し、「政府は、成るべく近い機会に、この趣旨の実現を図る手段を講ずるよう努力をいたしたい」旨の答弁がありました。

第六は、「内閣総理大臣への権力集中が、本法案によつてますます助長されないか」との質問に対し「これは、吉田内閣総理大臣より、権限が内閣総理大臣に集中されるというが、民主政治の下においては内閣総理大臣の権限は、それ／＼民主的機関を通じて行われるので、独裁になる虞はない」旨の答弁がありました。以上が質疑応答の内容の主なるものであります。

かくして本法案審議の最終段階に入り、多数委員の意見に反して、たびたび且つ長時間の休憩が行われ、又はそのまま流会となり、遂に討論採決に入ることができなかつたことは、誠に遺憾に堪えない次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 小林英三君はか三名から、賛成者を得て、この際、地方行政委員長から中間報告があつた警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を一括して、国会法第五十六条の三の規定により、本会議において審議することの動議が提出されております。

よつて、本動議を議題といたします。これより本動議の採決をいたします。

す。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて、本動議は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 警察法案

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上、両案を一括して議題といたします。

警察法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月十五日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

(小字及び一は衆議院修正)

警察法案

警察法

警察法(昭和二十二年法律第九十六号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 国家公安委員会(第四—第十四条)

第三章 警察庁

第一節 総則(第十五条—第十八条)

第二節 内部部局(第十九条—第二十六条)

第三節 附属機関(第二十七条—第二十九条)

第四節 地方機関(第三十条—第三十三条)

第五節 職員(第三十四条—第三十五条)

第四章 都道府県警察

第一節 総則(第三十六条—第三十七条)

第二節 都道府県公安委員会(第三十八条—第四十条)

第三節 都道府県警察の組織(第四十一条—第四十七条)

第四節 都道府県警察相互間の関係(第四十八—第五十条)

第五章 警察職員(第六十一—第六十九条)

第六章 緊急事態の特別措置(第七十—第七十四条)

第七章 雑則(第七十五条—第七十八—七十九—八十条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。

(警察の責務)

第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他の公共の安全と秩序の維持に當ることをもつてその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に當つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

(職務の官制の官制)

第三条 この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。

第二章 国家公安委員会

(設置及び組織)

第四条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2 国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する。

(任務及び権限)

第五条 国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察設備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調査を行うことを任務とする。

2 国家公安委員会は、前項の任務を遂行するため、左に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一 警察に関する諸制度の企画及び調査に関すること。

二 警察に関する国の予算に関すること。

三 左に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案

ロ 地方の騒擾を害するおそれのある騒擾に係る事案

四 第七十〇条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

五 皇宮警察に関すること。

六 警察教養施設の維持管理その他の警察教養に関すること。

七 警察通信施設の維持管理その他の警察通信に関すること。

八 犯罪鑑識施設の維持管理その他の犯罪鑑識に関すること。

九 犯罪統計に関すること。

十 警察設備に関すること。

十一 警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること。

十二 前号に掲げるものの外、警察行政に関する調査に関すること。

3 国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

(委員長)

第六条 委員長は、国務大臣をもつて充てらる。

2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3 国家公安委員会は、あらかじめ委員の互選により、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(警務部の所掌事務)

第二十二條 警務部においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警察職員的人事及び定員に關すること。
- 二 警察職員福利厚生に關すること。
- 三 警察教養及び監察に關すること。
- 四 警察裝備に關すること。

(刑事部の所掌事務)

第二十三條 刑事部においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 刑事警察に關すること。
- 二 犯罪の予防に關すること。
- 三 保安警察に關すること。
- 四 犯罪鑑識に關すること。
- 五 犯罪統計に關すること。

(警備部の所掌事務)

第二十四條 警備部においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警備及び警備警察に關すること。
- 二 警ら及び交通警察に關すること。
- 三 第七十〇条の緊急事態に對処するための計画及びその実施に關すること。

(通信部の所掌事務)

第二十五條 通信部においては、警察庁の所掌事務に關し、警察通信に關する事務をつかさどる。

(課の設置及び所掌事務)
第二十六條 警察庁の課(空その他課に準ずるものを含む)の設置

及び所掌事務の範圍は、政令で定める。

第三節 附屬機關

(警察大学校)

第二十七條 警察庁に、警察大学校を附置する。

警察大学校は、警察職員に對し、上級の幹部として必要な教育訓練を行い、警察に關する學術の研修をつかさどる。

警察大学校に、校長を置く。

警察大学校の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

(科学捜査研究所)

第二十八條 警察庁に、科学捜査研究所を附置する。

科学捜査研究所は、科学捜査についての研究、調査及び実験並びにこれらに應用する鑑定及び検査をつかさどる。

科学捜査研究所に、所長を置く。

科学捜査研究所の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

(皇宮警察本部)

第二十九條 警察庁に、皇宮警察本部を附置する。

皇宮警察本部は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察に關する事務をつかさどる。

皇宮警察本部に、本部長を置く。

皇宮警察本部に、皇宮警察学校を置き、皇宮警察の職員に對して必要な教育訓練を行う。

皇宮警察本部の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

第四節 地方機關

(管区警察局長等)

第三十條 警察庁に、その所掌事務のうち、第五條第二項第二号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものを分掌させるため、地方機

關として、管区警察局長を置く。
管区警察局長の名稱、位置及び管轄區域は、左の表のとおりとする。但し、警察通信に關する事務については、東京都の區域は、関東管区警察局長の管轄に屬するものとする。

名 稱	位 置	管 轄 區 域
東北管区警察局長	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東管区警察局長	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県 愛知県 岐阜県 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
中部管区警察局長	名古屋市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
近畿管区警察局長	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
中国管区警察局長	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
四国管区警察局長	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
九州管区警察局長	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

(管区警察局長等)

第三十一條 管区警察局長に、局長を置く。

管区警察局長は、管区警察局長の事務を統括し、及び所屬の警察職員を指揮監督し、並びに長官の命を受け、管区警察局長の所掌事務について、府県警察を指揮監督する。

管区警察局長に、總務部、公安部及び通信部の三部を置き、部にそれぞれ部長を置く。

前項に定めるものの外、管区警察局長の内部組織は、總理府令で定める。

(管区警察学校)

第三十二條 管区警察局長に、管区警察学校を附置する。

管区警察学校は、警察職員に對し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

管区警察学校に、校長を置く。

管区警察学校の位置及び内部組織は、總理府令で定める。
(北海道地方警察通信部)
第三十三條 警察庁に、その所掌事務のうち、北海道の區域における第五條第二項第七号に掲げるものを分掌させるため、地方機關として、北海道地方警察通信部を置く。

2 北海道地方警察通信部に、部長を置く。

3 北海道地方警察通信部の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

第五節 職員

(職員)
第三十四條 警察庁に、警察官、皇宮護衛官、事務官、技官その他所要の職員を置く。

2 皇宮護衛官は、皇宮警察本部に置く。

3 長官は警察官とし、警察庁の次長、官房長及び部長(通信部長を除く)、管区警察局長その他政令で定める職は警察官をもつて、皇宮警察本部長は皇宮護衛官をもつて充てる。

4 警察庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に關する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第三十五條 警察庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

2 警察庁に置かれる警察官及び皇宮護衛官の階級別定員は、總理府令で定める。

第四章 都道府県警察

第一節 總則

(設置及び責務)
第三十六條 都道府県に、都道府県警察を置く。

2 都道府県警察は、当該都道府県の區域につき、第二条の責務に任ずる。
(經費)
第三十七條 都道府県警察に要する

左に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一 警視正以上の階級にある警察官の俸給その他の給与、国家公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費

二 警察教養施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する経費

三 警察通信施設の維持管理その他警察通信に要する経費

四 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費

五 犯罪統計に要する経費

六 警察用車両及び船舶並びに警備用品の整備に要する経費

七 警備及び警備に要する経費

八 国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費

二 前項の規定により国庫が支弁することとなる経費を除き、都道府県警察に要する経費は、当該都道府県が支弁する。

三 都道府県警察の支弁に係る都道府県警察に要する経費については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国がその一部を補助する。

第二節 都道府県公安委員会

(組織及び権限)

第三十八条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。

第三十九条 都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。

第四十条 都道府県公安委員会は、その権限に属する事務に關し、法令又は条例の特別の委任に基いて、都道府県公安委員会規則を制定することができる。

第四十一条 都道府県公安委員会は、国家公安委員会及び他の都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保持しなければならない。

(委員の任命)

第三十九条 委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、〇〇(以下略)は、検察又は検察の職務を行う職業の公務員の前歴のないものの中から、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。

但し、指定府県にあつては、その委員のうち二人は、当該指定府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に職務又は検察の職務を行う職業の公務員の前歴のないものの中から、当該指定府県の市長がその市の議会の同意を得て任命したもののうち、当該指定府県の知事が任命する。

二 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁、以上の刑に処せられた者

三 委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(委員の任期)

第四十条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

二 委員は、再任することができる。

(委員の失職及び罷免)

第四十一条 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、その職を失ふものとする。但し、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなかつたことに基づいて、その職を失ふものとする。

一 第三十九条第二項各号の一に該当するに至つた場合

二 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合

〇〇(以下略)第三十九条第二項但書に規定する委員については、当該指定府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合

二 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなかつた場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに不適しい非行があると認める場合においては、当該都道府県の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

但し、第三十九条第二項但書に規定する委員の任期については、指定府県の知事は、当該指定府県の市長がその市の議会の同意を得て任命したものと同一の任期を有するものととし、その同意があつたときは、これを罷免することができない。

三 都道府県知事は、委員のうち二人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該都道府県の議会の同意を得て、罷免する。

〇〇(以下略)第三十九条第二項但書に規定する委員については、指定府県の知事は、当該指定府県の市長がその市の議会の同意を得て任命したものと同一の任期を有するものととし、その同意があつたときは、これを罷免することができない。

三 都道府県知事は、委員のうち二人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該都道府県の議会の同意を得て、罷免する。

〇〇(以下略)第三十九条第二項但書に規定する委員については、指定府県の知事は、当該指定府県の市長がその市の議会の同意を得て任命したものと同一の任期を有するものととし、その同意があつたときは、これを罷免することができない。

三 都道府県知事は、委員のうち二人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該都道府県の議会の同意を得て、罷免する。

四 都道府県知事は、委員のうち三人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、第九條第三項各号の規定の例により、その二をこえるに至つた員数の委員を、当該都道府県の議会の同意を得て、罷免する。但し、新たに同一の政党に所属するに至つた委員のうち第三十九條第二項但書に規定するものを除くときは、これらの委員のうち罷免すべきものは、二に定まる。

都道府県知事は、委員のうち一人がすでに所屬している政党に新たに所屬するに至つた委員を直ちに罷免する。

前二項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(委員の職務等)

第四十二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十條から第三十四條まで及び第三十八條第一項の規定は、委員の職務について準用する。但し、都道府県知事は、委員が同法第三十八條第一項に規定する地位を兼ね、又は同項に規定する行為をすることが委員の職務の遂行上支障があると認める場合の外は、同項に規定する許可を与えるものとする。

二 委員は、地方公共団体の議会の議員又は常勤の職員と兼ねることができない。

三 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第四十三条 都道府県公安委員会に委員長を置き、委員が互選する。

委員長は、一年とする。但し、再任することができる。

三 委員長は、会務を総理し、都道府県公安委員会を代表する。

(都道府県公安委員会の庶務)

第四十四条 都道府県公安委員会の庶務は、警視庁又は道府県警察本部において処理する。

(都道府県公安委員会の運営)

第四十五条 この法律に定めるものの外、都道府県公安委員会の運営に關し必要な事項は、都道府県公安委員会が定める。

(方面公安委員会)

第四十六条 第五十一条に規定する方面本部を管理する機関として、同条に規定する方面ごとに、方面公安委員会を置く。

第三十八條第二項及び第五項並びに第三十九條から前条までの〇〇(以下略)規定は、方面公安委員会について準用する。この場合において、第三十八條第五項中、「及び他の都道府県公安委員会」とあるのは、「並びに他の方面公安委員会及び都道府県公安委員会」と読み替へるものとする。

第三節 都道府県警察の組織

(警視庁及び道府県警察本部)

第四十七条 都道府県本部として警視庁を、道府県警察本部として道府県警察本部を置く。

二 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどる。

三 警視庁は特別区の区域内に、道府県警察本部は道府県庁所在地に置く。

昭和三十九年六月七日 参議院會議録第五十九号 警察法案外一件

一二九五

4 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

(警視總監及び警察本部長)

第四十八条 都道府県警察に警視總監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。

2 警視總監及び道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都府県警察及び道府県警察の所屬の警察職員を指揮監督する。

(警視總監の任免)

第四十九条 警視總監は、○国家公安委員会が都府県公安委員会の同意を得て、理大臣が国家公安委員会の意見を聴いて、任免する。

2 都府県公安委員会は、内閣総理大臣に對し、警視總監の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

(警察本部長の任免)

第五十条 警察本部長は、国家公安委員会、府県公安委員会、同、府県公安委員会の意見を聴いて、任免する。

2 道府県公安委員会は、国家公安委員会、府県公安委員会の意見を聴いて、任免する。

(方面本部)

第五十一条 道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における

警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。

2 方面本部長は、方面公安委員会の管理に服し、方面本部の事務を統括し、及び道警察本部長の命を受け、方面本部の所屬の警察職員を指揮監督する。

4 前条の規定は、方面本部長について準用する。この場合において、同条第二項中「道府県公安委員会」とあるのは、「方面公安委員会」と読み替へるものとする。

5 方面本部の数、名称、位置及び管轄区域は、国家公安委員会の意見を聞いて、条例で定める。

6 方面本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

(市警察部)

第五十二条 指定市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域に市警察部を置く。

2 市警察部に、部長を置く。

3 市警察部長は、市警察部の事務を統括し、及び府県警察本部長の命を受け、市警察部の所屬の警察職員を指揮監督する。

(警察署等)

第五十三条 都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

2 警察署に、署長を置く。

3 警察署長は、警視總監、警察本部長又は方面本部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所屬の警察職員を指揮監督する。

4 警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

5 警察署の下部機構として、派出所又は駐在所を置くことができる。

(府県警察学校等)

第五十四条 警視庁に警視庁警察学校を、府県警察本部に府県警察学校を附置する。

2 道警察本部に道警察学校を、方面本部に方面警察学校を附置する。

3 警視庁警察学校、府県警察学校及び方面警察学校は、警察職員に對し、新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

4 道警察学校は、警察職員に對し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

(職員)

第五十五条 都道府県警察に、警察官、事務吏員、技術吏員その他所要の職員を置く。

2 警視總監、警察本部長、方面本部長及び警察署長は、警察官をもつて充てる。

3 第一項の職員のうち、警視總監、警察本部長及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官は、国家公安委員会、府県公安委員会の意見を聴いて、任免し、その他の職員は、警視總監又は警察本部長がそれぞれ都道府県公安委員会の意見を聞いて、任免する。

4 都道府県公安委員会は、警視總監、警察本部長及び方面本部長以外、都道府県警察の組織は、都道府県公安委員会規則で定める。

(職員の定員)

第五十六条 地方警察官の定員は、都道府県警察を通じて、政令で定め、その都道府県警察ごとの階級別定員は、総理府令で定める。

2 地方警察職員の定員(警察官については、階級別定員を含む)は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

(組織の細目的事項)

第五十七条 本節に定めるものの外、都道府県警察の組織は、都道府県公安委員会規則で定める。

(協力の義務)

第五十八条 都道府県警察は、相互に協力する義務を負う。

(援助の要求)

第五十九条 都道府県公安委員会は、警視庁又は他の都道府県警察に對して援助の要求をすることができ、

2 前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に對して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

3 第一項の規定による援助の要求により派遣された警察官又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会管理の下に、職権を行うことができる。

(管轄区域外における権限)

第六十条 都道府県警察は、その管轄区域内における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に關連して必要がある限度において、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。

(協力の義務)

第五十八条 都道府県警察は、相互に協力する義務を負う。

(援助の要求)

第五十九条 都道府県公安委員会は、警視庁又は他の都道府県警察に對して援助の要求をすることができ、

2 前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に對して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

3 第一項の規定による援助の要求により派遣された警察官又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会管理の下に、職権を行うことができる。

(管轄区域外における権限)

第六十条 都道府県警察は、その管轄区域内における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に關連して必要がある限度において、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。

2 前項の場合においては、都道府県警察は、その権限を及ぼす区域を管轄する他の都道府県警察と緊密な連絡を保たなければならない。

第五章 警察職員

(警察官の階級)

第六十一條 警察官(長官を除く)の階級は、警視總監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査とする。

(警察官の職務)

第六十二條 警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を執行する。

(警察官の職權行使)

第六十三條 都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定がある場合を除く外、当該都道府県警察の管轄区域内において職權を行うものとする。

(現行犯人に関する職權行使)

第六十四條 警察官は、いかなる地域においても、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百二十二条に規定する現行犯人の逮捕に關しては、警察官としての職權を行うことができる。

(移動警察に関する職權行使)

第六十五條 警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる交通機關における移動警察については、関係都道府県警察の協議により定められた当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職權を行うことができる。

(小型武器の所持)

第六十六條 警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができる。

(被服の支給等)

第六十七條 国は、政令で定めるところにより、警察官の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

2 都道府県は、前項の政令に準じて条例で定めるところにより、都道府県警察の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

(皇宮護衛官の階級等)

第六十八條 皇宮護衛官の階級は、皇宮警視監、皇宮警視長、皇宮警視正、皇宮警視、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮巡査部長及び皇宮巡査とする。

2 皇宮護衛官は、上官の指揮監督を受け、皇宮警察の事務を執行する。

3 第六十六條及び前条第一項の規定は、皇宮護衛官について準用する。

(礼式等)

第六十九條 警察職員(警察官及び皇宮護衛官)の礼式、服制及び表彰に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六章 緊急事態の特別措置

(布告)

第七十條 内閣総理大臣は、大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の勧告に基づき、全国又は一部の区域について緊急事態の布告を発することができる。

2 前項の布告には、その区域、事

態の概要及び布告の効力を発する日時を記載しなければならない。

(内閣総理大臣の統制)

第七十一條 内閣総理大臣は、前条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、本章の定めるところに従い、一時的に警察を統制する。この場合においては、内閣総理大臣は、その緊急事態を収拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。

(長官の命令、指揮等)

第七十二條 第七十條に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は布告に記載された区域(以下本条中「布告区域」という)を管轄する都道府県警察の警視總監又は警察本部長に対し、管区警察局長は布告区域を管轄する府県警察の警察本部長に対し、必要な命令をし、又は指揮をするものとする。

2 第七十條に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は、布告区域を管轄する都道府県警察以外の都道府県警察に対して、布告区域その他必要な区域に警察官を派遣することを命ずることができる。

3 第七十條に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、布告区域(前項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合においては、当該区域)に派遣された警察官は、当該区域内のいかなる地域においても職權を行うことができる。

(国会の承認及び布告の廃止)

第七十三條 内閣総理大臣は、第七十條の規定により、緊急事態の布告を発した場合においては、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の場合において承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに当該布告を廃止しなければならない。

(国家公安委員会の助言義務)

第七十四條 国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、本章に規定する内閣総理大臣の職權の行使について、常に必要な助言をしなければならない。

第七章 雑則

(警察官との関係)

第七十五條 都道府県公安委員会及び警察官と警察官との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

2 国家公安委員会及び長官は、検事総長と常に緊密な連絡を保つものとする。

(恩給)

第七十六條 地方警察職員で左の各号に掲げるものは、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員とみなして、同

法の規定を準用する。この場合において、同法第十二条中「総理府恩給局長」とあるのは「都道府県知事」と、第十六条中「国庫」とあるのは「最終之ニニ條給付給シタル都道府県」と、第五十九条中「国庫」とあるのは「ニ條給付給シタル都道府県」と読み替へるものとする。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二 警視又は警部である警察官

三 事務吏員又は技術吏員

2 前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員は恩給法第二十三條に規定する警察監獄職員とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員は同法第二十條第一項に規定する文官とみなす。

3 第一項各号に掲げる地方警察職員が引き続き恩給法第十九條に規定する公務員若しくは他の都道府県警察の同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合又は同条に規定する公務員若しくは公務員とみなされる者が引き続き同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、恩給に關する法令の適用については、動続とみなす。但し、同法第二十六條第二項の規定の準用を妨げない。

(国有財産等の無償使用等)

第七十七條 国は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二條(同法第十九條において準用する場合を含む)及び財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九

条第一項の規定にかかわらず、警察教養施設、警察通信施設、犯罪鑑識施設その他都道府県警察の用に供する必要がある警察用の国有財産（国有財産法第二條第一項に規定する国有財産をいう。）及び国有の物品を当該都道府県警察に無償で使用させることができる。

2 警察庁又は都道府県警察は、連絡のため、相互に警察通信施設を使用することができる。

（政令への委任）

第七十八條 この法律に特別の定がある場合を除く外、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。但し、附則第三項、附則第六項及び附則第二十項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正前の警察法（以下「旧法」という。）による国家公安委員会及び都道府県公安委員会、この法律（前項但書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行に伴い、廃止されるものとする。

3 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員及び都道府県公安委員会の委員並びに方面公安委員会の委員の選任のため、この法律を施行する

ため必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（最初の国家公安委員会の委員の任命）

4 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員の任期は、五人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

5 前項に規定する各委員の任期は、内閣総理大臣が定める。

6 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第七條第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員を任命することができる。この場合において、その任命につき任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬものとし、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

（最初の都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任命）

7 この法律の施行後最初に任命される都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任期は、三人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年とする。その定数が五人の場合にあつては、一人は一年、二人は二年、二人は三年とする。この場合において、第三十九條第一項但書に規定する委員

の任期は、二人のうち、一人は二年、一人は三年とする。

8 前項に規定する各委員の任期は、都道府県知事が定める。但し、第三十九條第一項但書に規定する委員の任期については、当該指定市の市長と協議して定める。

（従前の警察職員に関する経過規定）

9 この法律の施行の際、現に国家地方警察本部若しくはその附属機関又は警察管区本部（札幌警察管区本部を除く。）若しくはその附属機関の職員若しくは札幌警察管区本部の通信機関に所属する職員である者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれこの法律による警察庁若しくはその附属機関又は管区警察局長若しくはその附属機関の職員となるものとする。

10 この法律の施行の際、現に札幌警察管区本部（通信機関に所属する職員を除く。）、札幌管区警察学校、都道府県国家地方警察又はその都道府県内の区域に存する自治体警察の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該都道府県に置かれる都道府県警察の職員となるものとする。この場合において、その都道府県警察の職員となるものの数が第五十六條の規定により政令又は条例で定められた定数をこえることとなるときは、そのこえる数の職員は、それぞれ、地方警察官又は地方警察職員との区分に応じ、政令又は政令で定める基準に従ひ条例で定めるところにより、定員外とすることができ。

（警察用財産の処理に関する経過規定）

11 この法律の施行の際現に警察の用に供する財産は、又は供せられる予定となつてゐる財産のうち、国有の財産で都道府県警察が引き継ぎ警察の用に供する必要があるもの、市町村有の財産で警察庁若しくは都道府県警察が引き継ぎ警察の用に供する必要があるもの又は警察の用に供する必要があるもの又は警察の用に供する必要があるものは、土地を除き、それぞれ、国と都道府県と、市町村と国若しくは都道府県と、又は都道府県との間においてあらかじめ協議するところに基づき、第三十七條第一項及び第二項に規定する経費の負担区分に従ひ、国から当該都道府県に、市町村から国若しくは当該都道府県に、又は都道府県から国に譲渡するものとする。

12 この法律の施行の際現に警察の用に供する財産は、又は供せられる予定となつてゐる国有又は地方公共団体所有の土地及びこの法律の施行の際現に国家地方警察又は自治体警察が他の機関と共用してゐる国有又は地方公共団体所有の財産で、警察庁又は都道府県警察が引き継ぎ警察の用に供する必要があるものは、それぞれ、前項の例により、警察庁又は当該都道府県警察が使用することができものとする。

13 前二項の規定による譲渡又は使用は、無償とする。但し、当該譲渡又は使用に係る財産に伴ひ負債がある場合その他政令で定める特別の事情がある場合においては、相互の協議により、当該負債を処理し、又は当該譲渡若しくは使用を有償とするため必要な措置を講ずることができる。

14 前三項の規定の適用について争があるときは、長官又は当該地方公共団体の長の申立に基づき、政令で定めるところにより、内閣総理大臣が裁定する。

（給与に関する経過規定）

15 この法律の施行の際国家地方警察又は自治体警察の職員が地方警察職員となつた場合におけるその者が受けるべき俸給その他の給与は、当該都道府県の条例の定めるところによるものとし、その俸給月額がこの法律の施行前日政令で定める日現在におけるその者の俸給月額に連しないこととなる場合においては、その調整のため、都道府県は、政令で定める基準に従ひ条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

（休職、特別待遇又は懲戒処分に関する経過規定）

16 この法律の施行の際引き継ぎ警察職員となつた者で、現に従前の規定により休職を命ぜられ、若しくは特別待遇を承認されてゐるものの休職若しくは特別待遇の承認又はこの法律の施行の際引き継ぎ警察職員となつた者に対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分に関し、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者が懲戒処分を行うものとする。

(不利処分に関する経過規定)

17 この法律の施行前に警察職員に對し行われた不利処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお従前の例による。

(公務災害補償に関する経過規定)

18 警察職員に係る公務に因る災害に對する補償で、災害の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日が昭和二十九年六月三十日以前に係るものについて同年七月一日以降において実施すべきもの及びこれに對する審査は、その者がこの法律の施行後引き続き警察職員として在職する場合においては、同年七月一日以降当該警察職員に係る俸給その他の給付を負担すべき者が行うものとする。

19 この法律の施行前すでに退職し、又はこの法律の施行の際退職した警察職員に對しこの法律の施行の際行われていた公務に因る災害に對する補償並びに当該警察職員に對する前項に規定する補償及びこれに對する審査は、なお従前の例による。

(退職手当に関する経過規定)

20 この法律の施行の際、国家地方警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第百八十二号)以下「退職手当法」という。の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、都道府県は、その者が国家公務員として引き続き勤続した期間

(その者の地方公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで国家公務員としての在職期間に引き続いたものを含む。)を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に算入する措置を講ずるものとする。

21 この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職手当に關する条例の規定にかかわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合において、都道府県は、その者が地方公務員として引き続き勤続した期間(その者の国家公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで地方公務員としての在職期間に引き続いたものを含む。)を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に算入する措置を講ずるものとする。

22 この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き国家公務員たる警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職手当に關する条例の規定にかかわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合における退職手当法第七條第五項前段の規定の適用については、その者が地方公務員として引き続き勤続した期間には、退職手当を支給されないでこれに引き続いた国家公務員としての在職期間を含むものとする。

(恩給に關する経過規定)

23 この法律の施行前旧法附則第七條(旧法第五十三條において特別区の存する区域における自治体警察の職員に適用する場合を含む。以下同じ。)又は警察法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百三十三号)附則第四項の規定の適用を受けていた者の従前の規定による自治体警察の職員としての在職については、これらの規定は、なおその効力を有するものとする。

24 この法律の施行の際旧法附則第七條の規定の適用を受けていた者以外の自治体警察の職員で左の各号に掲げるものが引き続き恩給法第十九條に規定する公務員たる警察庁の職員若しくは都道府県警察の職員又は第七十六條第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に關する条例の規定による退職給付を受けなかつたときは、同法の規定の適用又は準用については、その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間同法第十九條に規定する公務員として在職していたものとみなす。

25 前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員としての在職は恩給法第二十三條

に規定する警察監獄職員としての在職とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員としての在職は同法第二十條第一項に規定する文官としての在職とみなす。

26 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「改正法律」という。の施行の際恩給法第十九條に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職した国家地方警察又は自治体警察の職員に對する改正法律附則第六條第二項の規定の適用については、同法同条同項中「八月」とあるのは、「一年」とする。

27 自治体警察の職員であつた者でこの法律の施行の際引き続き地方警察職員となるものうち、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)に定める退職給付、療養給付及び遺族給付に關する規定の適用を受けることとなるものについては、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に關する条例の規定による退職給付を受ける場合に限る、その者が自治体警察に勤務した期間は、同法第八十六條第一項の組合員であつた期間とみなす。この場合において、当該地方公共団体の長(町村職員恩給組合にあつては、管理者)は、政令で定めるところにより、その者に係る同法第十六條第一項に規定する責任準備金に相當する金額を同法第二條第二項第一号に規定する組合に払い込むものとする。

(市警察の設置に伴う特例)

28 この法律の施行後一年間は、指定市に、市警察を置き、市警察は、当該指定市の区域につき、第一條の職務に任ずる。

29 この法律の施行後一年間は、指定府界の所屬警察は、第三十六條第二項の規定にかかわらず、当該指定府界内の指定市の区域を除いた区域につき、第二條の職務に任ずる。

30 附則第二十八項の規定により指定市に設けられる市警察については、当該指定市をもつて一の県とみなし、指定府界以外の県の警察に關する規定を適用する。

31 この法律の施行後一年間は、指定府界の府界公安委員会については、指定府界以外の県の界公安委員会に關する規定を適用する。

(政令への委任)

28³² 前各項に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な経過措置(附則第二十八項から第三十項までの特例に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十九年五月十五日
衆議院議長 堤 康次郎
參議院議長 河井瀧八郎

(小字及び「は」は衆議院修正)
警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案
警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律
(法律の廃止)

第一條 左に掲げる法律は、廃止する。
一 都道府県の所有に屬する警察用財産等の処理に關する法律(昭和二十四年法律第七十五号)

二 市の警察維持の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十七号)

三 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百八十九号)

(民事訴訟法の一部改正)

第二条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五百三十七条中「市町村若クハ警察ノ吏員を」市町村ノ吏員若クハ警察官に改める。

(関税法の一部改正)

第三条 関税法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項、第十九条、第二十一条及び第三十九条ノ五第一項各号列記以外の部分中「又ハ警察吏員」を削る。

第八十五条ノ二第二項中「警察吏員」を削る。

第八十八条中「又ハ警察吏員」を削る。

第八十九条第一項中「警察吏員」を削る。

(遺失物法の一部改正)

第四条 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「又ハ」を削る。

(国税犯則取締法の一部改正)

第五条 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条第二項中「又ハ警察吏員」を削る。

(特捜法の一部改正)

第六条 特捜法(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「若ハ警察吏員」を削る。

(公益質屋法の一部改正)

第七条 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「又ハ警察吏員」を削る。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第八条 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「又ハ警察吏員」を削る。

(裁判所法の一部改正)

第九条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の二の見出しを「警察官の派出要求」に改め、同条第一項中「都道府県国家地方警察本部の長又は市町村警察長(特別区の存する区域の警察長を含む)に警察官又は警察吏員を」を「警視總監又は道府県警察本部長に警察官」に改め、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。

(道路交通取締法の一部改正)

第十条 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「若しくは警察吏員」を削る。

第六条第一項中「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ)」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に改め、同条第三項中「又は警察吏員」を削る。

第十五条中「若しくは警察吏員」を削る。

第二十三条第二項並びに第二十三条の二第二項及び第三項中「又は警察吏員」を削る。

第二十六条第一項第四号中「都道府県知事」を「公安委員会」に改める。

第二十六条の二第一項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第二十六条の三を次のように改める。

第二十六条の三 都道府県が、条例の定めるところにより第二十六六条の規定による警察署長の許可を受けようとする者から手数料を徴収しようとする場合においては、その額は、千円をこえることができない。

第二十六六条の四を削る。

第二十八条中「又は警察吏員」及び「若しくは警察吏員」を削る。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第十一条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十

六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「若しくは警察吏員」を削る。

(消防組組法の一部改正)

第十二条 消防組組法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「国家地方警察、自治体警察」を「警察庁、都道府県警察」に改める。

第三十一条第一項中「若しくは国家地方警察」を「国家地方警察、警察庁若しくは都道府県警察」に、同条第三項中「警察法」を「警察法(昭和二十九年法律第

号)による改正前の警察法」に改める。

(海上保安庁法の一部改正)

第十三条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第十二号中「国家地方警察及び自治体警察」を「警察庁及び都道府県警察」に改める。

第二十条中「警察官等職務執行法」を「警察官職務執行法」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十四条 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「国家地方警察」を「警察庁に属する職員、都道府県警察に属する警視正以上の階級にある警察官」に改める。

第八十九条第四項中「警察法」を「警察法(昭和二十九年法律第

号)による改正前の警察法」に改める。

(風俗営業取締法の一部改正)

第十五条 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ)」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に改め、同条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第二条の二 都道府県が、公安委員会の行う前条の規定による許可に関する事務について、条例で定めるところにより手数料を徴収する場合においては、その額は、千円をこえることができない。

(刑事訴訟法の一部改正)

第十六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「及び警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を「若しくは都道府県公安委員会」に改める。

第九十二条中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」を削る。

第九百九十四条第一項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第九百九十九条第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改める。

第十七条 警察官等職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

警察官職務執行法
第一条第一項中「及び警察吏員（以下警察官等という。）」を削り、「警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）に規定する国民の生命」を警察法（昭和二十九年法律第号）に規定する個人の生命」に改める。

第二条から第八条までの中「警察官等」を「警察官」に改める。
（い）獣処理場等に関する法律の一部改正

第十八条（い）獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四十条にいう市及び」を「（都の特別区に存する区域にあつては、特別区）及び政令で定める人口五千以上の」に改める。

（検査審査会法の一部改正）
第十九条 検査審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。
第六条第十一号中「市町村公安委員会委員、特別区公安委員会委員」を削る。
（少年法の一部改正）
第二十条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。
第六條第二項、第十三條第二項、第十六條第一項及び第二十六條第一項中「警察吏員」を削る。
（少年院法の一部改正）
第二十一条 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「警察吏員」を削る。
（消防法の一部改正）
第二十二条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。
第二十八條第二項及び第三項、第三十五條の二並びに第三十五條の三中「又は警察吏員」を削る。
（郵政省設置法の一部改正）
第二十三条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第二十三條第二項及び第三項中「又は警察吏員」を削る。
（古物営業法の一部改正）

第二十四条 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「公安委員会」を「都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」に改める。
第十四條中第一項及び第二項を削り、第三項の項番号を削り、同項中「市町村又は都が、市町村又は特別区公安委員会」を「都道府県が、公安委員会」に改める。
第十六條中「又は警察吏員」を削る。

第二十條第一項中「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長を「警視總監、道府県警察本部長」に改め、同条第三項及び第四項中「又は警察吏員」を削る。
第二十三條第一項及び第二項並びに第三十條第二項中「又は警察吏員」を削る。

（たばこ専売法の一部改正）
第二十五條 たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。
第七十九條第三項第一号中「及び警察吏員」を削る。

（総理府設置法の一部改正）
第二十六條 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。
第十八條の表の国家公安委員会の項中「警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）」を「警察法（昭和二十九年法律第号）」に改める。

（犯罪者予防更生法の一部改正）
第二十七條 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。
第四十一條第五項但書中「又は警察吏員」を削る。

（大蔵省設置法の一部改正）
第二十八條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第三十八條第五項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」を削る。

（水防法の一部改正）
第二十九條 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。
第十四條第二項及び第十五條中「又は警察吏員」を削る。
（警察用電話等の処理に関する法律の一部改正）
第三十條 警察用電話等の処理に関する法律（昭和二十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。
第八條及び第九條中「市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を「都道府県公安委員会」に改める。

（漁業法の一部改正）
第三十一條 漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。
第八十七條第三項中「公安委員会委員及び警察吏員」及び「公安委員会委員」に改める。
（公職選挙法の一部改正）
第三十二條 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七條中「都道府県及び市町村の公安委員会の委員並びに警察官及び警察吏員」を「都道府県公安委員会の委員及び警察官」に改める。
第五十八條中「並びに当該警察官及び警察吏員」を「及び当該警察官」に改める。
第五十九條中「又は警察吏員」を削る。
第三百三十六條第六号中「及び警察吏員」を削る。
第三百五十九條第二項中「又は警察吏員」を削る。
第二百二十一條第二項後段及び第二百二十三條第二項後段中「若しくは警察吏員」を削る。
第二百三十一條第二項中「及び警察吏員」を削る。
（精神衛生法の一部改正）
第三十三條 精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。
第二十四條第一項中「又は警察吏員」を削り、「警察官等職務執行法」を「警察官職務執行法」に改める。

（火災取締法の一部改正）
第三十四條 火災取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。
第三十九條第二項中「警察官又は警察吏員」を「又は警察官」に改める。
第四十三條第二項及び第四十六條第一項各号列記以外の部分中「警察吏員」を削る。
第四十七條中「警察官又は警察吏員」を「又は警察官」に改める。

昭和二十九年六月七日 参議院會議録第五十九号 警察法案外一件

第五十二条第一項中「市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を削り、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。

第三十五条 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公安委員会」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」といふ。))」に改める。

第十一条中第一項及び第二項を削り、第三項の項番号を削り、同項中「市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「都道府県が、公安委員会」に改める。

第十三条中「又は警察吏員」を削る。

第二十一条第一項中「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」を「警視總監、道府県警察本部長」に改め、同条第三項中「又は警察吏員」を削る。

第二十四条及び第三十三条第二号中「又は警察吏員」を削る。

(地方公務員法の一部改正)
第三十六条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「公安委員会(特別区公安委員会を含む。))」を削り、「市町村の警察長及び消防長」を「警視總監、道府県警察本部長、市町村の消防長」に改め、「特別区が適合して維持する警察の警察長及び」を削る。

(銃砲刀剣類等所持取締令の一部改正)
第三十七条 銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいふ。以下同じ。))」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」といふ。))」に改める。

第十九条中第一項及び第二項を削り、第三項中「市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「都道府県が、公安委員会」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第二十一条中「又は警察吏員」を削る。

第二十九条第三号中「又は警察吏員」を削る。

(農業委員会法の一部改正)
第三十八条 農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「公安委員会の委員及び警察吏員」を「及び公安委員会の委員」に改める。

(高圧ガス取締法の一部改正)
第三十九条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「若しくは警察吏員」を削る。
第六十二条第二項中「又は警察吏員」を削る。

第六十三条第一項各号列記以外の部分及び第六十四条本文中「若しくは警察吏員」を削る。

第七十四条第一項中「市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を削り、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。

(出入国管理令の一部改正)
第四十条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「警察吏員」を削る。

第四十一条第三項中「又は警察吏員」を削る。

第五十二条第二項及び第三項本文中「警察吏員」を削る。

第六十一条の八第一項中「国家地方警察、自治体警察」を「警察庁、都道府県警察」に改める。

(平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正)
第四十一条 平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項及び第二十三条第三項中「又は警察吏員」を削る。

(外国人登録法の一部改正)
第四十二条 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「警察吏員」を削る。
(破壊活動防止法の一部改正)
第四十三条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国家地方警察及び自治体警察」を「警察庁及び都道府県警察」に改める。

(警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正)
第四十四条 警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

第一条中「警察官等」を「警察官」に改める。

第二条中「国家地方警察の警察官又は市町村警察(特別区が適合して維持する警察を含む。以下同じ。))の警察吏員」を「警察官」に改め、「又は警察吏員」を削る。

第三条第一項中「国家地方警察」を「警察庁」に、「市町村警察の警察吏員」を「都道府県警察の警察官」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 給付の原因である災害が、警察法(昭和二十九年法律第 号)第六十九條の規定により都道府県公安委員会からの要求に基づき援助におもむいた警察官に協力援助したことに基因するものについては、当該警察官の援助を要求した当該都道府県公安委員会の属する地方公共団体がその給付を行うものとする。

第三条第三項中「警察法第六十条又は第六十四条の規定により職務を行つた市町村警察の警察吏員」を「警察官」に改める。

員」を「警察法第七十三條第三項の規定により同条第一項の布告区域(同条第二項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合における当該区域を含む。))に派遣され当該区域内において職務を行つた警察官」に改め、同条第四項を削る。

第四条第一項中「国家地方警察本部」を「警察庁」に改める。

(法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正)
第四十五条 法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「警察官又は警察吏員」を「又は警察官」に改める。

(麻薬取締法の一部改正)
第四十六条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第八項中「警察官等職務執行法」を「警察官職務執行法」に改める。

(海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正)
第四十七条 海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律」を「警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律」に改める。

公安委員会若しくは特別区公安委

ものは、改正後の相当規定により却

の施行前から引き続き改正前の

の通告がございます。発言を許し

この答弁を求め、終束をしておられ

たのであります。のみならずこの法律は、僅かに総則の第一章を終り、第二章に入りまして、漸くその前半について、私どもが逐条審議を始めたのみで、そのほかこの内容を御覧になりますと、重要な多くのものが残されておる次第であります。第三章の警察庁のこと、これには、第五節まで詳しくあります。第四章の都道府県警察のことも、又第四節まで残っております。而も又第五章において、警察職員に關すること、第六章において、緊急事態の特別措置に關すること、第七章において、雜則、更に附則があります。これらの逐条の審議は、全く、今申しました二章の後半後、残つておるのであります。而もこの間に多くの、この法律を違憲であるだろう。或いは又法の秩序を紊しているだろう。或いは唱えらるること、この表題の、自治体警察と申しておりますが、法規の内容を見ますと、全くこれに相背馳するところのものを私どもは見出す。この意味において掲げておるところの目標、法規の実施等に關して、自家撞着を私どもは見出して、而もこの法律全体を通過しまして、直ちに感じられますことは、これは現行法のその形式を逐条的に取入れまして、新しい考え方から、これを盛り込んだだけの話でありますが故に、頗る立法の技術において、拙劣であり、拙劣であるという点が見出されるのであります。これが全く新しい警察法であるならば、新しい意味において、新らしくこれを作つたならば、こうした法律自体の矛盾を起さなかつたであらう。この法の形式は、非常なちぐはぐな点のたくさんあることを私

は見出して、これを遺憾としておる次第であります。而も又、私がこれからお尋ねします二、三の点もございまして、そのことに触れて申し上げますが、いづれにいたしまして、こういう審議が十分に尽されておらないというところに、折角会期を十日延長したとしますならば、その間に、なお十分の審議ができるはずであります。(「そうだ」でいいやないか)と呼ぶ者あり)むしろ、できないとおつしやる方もありまして、少くとも改進黨は、十分のことを審議するつもりで、又その予定でおつたのであります。ところが、不幸に、ここにおいて大多数の起立によつて中間報告が求められた。その中間報告を求められたことは、法規において、私は必ずしも反対はできない。併しながらその中間報告を求めて、更に九日の日があるのに、なぜこれがために慎重審議しなかつたか。而もこれを取上げなければならぬという理由はどこにあるかを聞かなければならぬ。この意味において、私はこの法案に對するところの審議が十分でないということで、私はこの第二の質問をしなければならぬ。

即ち第二に、本法案の審議が本院において漸くその緒につき、大部分が未審議のまま違憲並びに法の秩序を紊する疑義があるのに、今、強いてこの法案を議したければならぬ、強行のする、而も甚だお粗末な、國民の納得のすることの出来ないままに、これを終らなければならぬという理由、その理由とするところは、何であるか。その点についてこれを総理に質するのであります。(「総理の責任じゃない」と呼ぶ者あり)この法案を提出した責任は内閣である。内閣がこれを提出しておるのであるから、総理が責任者である。

第三に、本法案において、国家公安委員会委員長には、政治の中立性、不偏不党を要求せぬ制度となつておるのであるが、現在の政党内閣の下では止むを得ないが、緒方副総理が私に答えておるのであるが、この点について私は過日、総理に、同意であるかという事を尋ねましたときに、これは當時、聞いておられないから自分は答へられないと言われたのであります。そこで、私は速記録を持つて参りました。この速記録によつて、総理大臣の明快なる御答弁を求むる次第であります。極く要点は短いのでありますから、その分だけ朗読をいたします。これは五月二十六日の委員会における質疑応答であります。

佐藤「委員会の性格上の要件であるとする。又政界その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。」という規定は委員長に適用するものであります。適用しないものであります。か、お伺いいたします。緒方副総理「それはしません。そのために委員長は委員になつておらないのであります。佐藤「そこが問題なのであります。つまり総理大臣の任命する委員長たる國務大臣は自分の身分の本質においては政治運動ができるものであります。ところが委員には政治運動を禁じておるべきであります。必須的な要件は、この政治の中立性に對して委員長には及ばないというものが、今の副総理の言明のように伺いました。が、その通りでありますか。緒方副総理「當然にそうなつて参ります。佐藤「従つてこの制度は政治運動のできない委員の上に政治運動のできる國務大臣をその会の長として確定的に置く、従つてこの制度は不偏不党の原則を無視した大きな抜け穴を作つておる、それが副総理の御意図であると思つてよろしいございませうか。緒方副総理「すべての場合にそうであるとは私考えません。委員長は表決権を持つていないのであります。五人の委員は大体において委員会としての判断をしてくれると考えております。佐藤「私の聞いておることは、そういう適用の問題ではなくして、制度上というこの委員長には中立性、不偏不党というものをしなくてはならないという制度になつておるのではないかと、この法律の最も大事な点として私どもがはつきりしておきたい点であります。制度上この委員長には不偏不党というものは要求しておらんという制度である。私どもは理解するものであります。如何でございませうか。緒方副総理「現在の政党内閣の下におきましてはそういうことも止むを得ないと思つております。」これが問題の焦点であります。私どもが過去において日本の政治歴史の悲惨なる政争の争いが、どこから来ていたか。この警察権力を持つておるところのものが、當時の政争のその方面に、不偏不党に反する実に偏頗な、而も又残酷なる政争を展開しておる事実を私は見たのであります。ここに五人の委員は、本當に不偏不党であることが要求されておるにもかかわらず、この政治責任の積極的な政治活動のできる、その委員を置くということ

に、私どもは重大なる法律上の補を作らざることを考へます。(拍手)この点が、私どもは是非とも修正しなければならぬと思つた点なのであります。そこで私どもが、警察法に對するところの修正案として改進黨が用意しておつたこの点について、総理の意見を伺わなければならぬ。

警察法案の一部を次のように修正する。

第四條第二項中「委員長及び」を削る。

第六條を削り、第七條を第六條とし、第八條を第七條とする。

第九條第一項及び第五項中「第七條」を「第六條」に改め、同條は第八條とし、第十條を第九條とし、同條の次に次の一條を加える。

(委員長)

第十條 国家公安委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長の任期は、一年とする。但し、再任することが出来る。

3 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

4 国家公安委員会は、あらかじめ委員の互選により、委員長に故障がある場合において、委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第十一條第一項中「委員長及び」を削り、同條第三項を削る。

第四十一條第四項中「第九條」を「第八條」に改める。

附則第六項中「第七條」を「第六條」に改める。

こういふのであります。この抜本的な修正が成立いたしましたならば、これによつて、私どもが願ひましたとおり、最も重大なる日本の将来の政

界に暗影を投ずるようなことが、これによつて削除されるであります。これが即ち改進黨が修正案として用意しておつたものであります。このことの委員会における審議なしに、ここに、私も本議場にこれを出さなければならぬ。この点について、もう一度總理大臣が反省せられて、この点について修正するなり、或いは又何かの方法を以てこの欠点のないように、これは運用上の問題でなく、制度上の欠点と認めなければならぬ。この点について、總理の意見を伺いたのであります。

次に、第四として申上げますことは、本法案により、国家公務員が地方公務員の人事権を握ることは、国家権力を以て、自治体の特権を破壊するものではないかという点であります。この点は、委員会の席上においても、しばしば論議せられたのであります。が、結局のところ、法の出発点を私ども見出すことはできなかった。この法案は現行法のこの国家地方警察の制度をやめて、又五千人以上の人口の市町村の自治警察をやめて一本にする。これが自治警察だと、先ほど委員長報告にもあつた。自治警察、それは警察の仕事として国家的なものであることは、これは勿論であります。であります。が、本質としてこれが自治警察なりや否や、警察国家を作るものでないかという疑いに対して、まだこの疑点が残つてゐる。そこでこの制度といふことは、意図するところのものは何であるか。先ほどの国家公安委員長を國務大臣を以て任ずると相通する一つの思想が流れてゐる。つまり警視正以上の者が都道府県の、それは本部

長になるでしよう、或いは又その他の役職に就く、これが全部国家公務員である。この国家公務員が、警視以下の警察、警部補、巡査に至るすべての地方公務員の人事権を握る。これが握るのであります。つまり国家公務員が地方公務員の人事権を握るといふ法律がこゝで新たにできるものであります。これであります。ならば、国の力が自治体を破壊するのではなからうかというものが、私どもの最も大きな疑点であり、自治体の特権を守らうとするもの立場でなければならぬ。どこにこの法律の出発点があるかと問ひました。それは、それは國權の最高の機關である國會でなければ、そうなるのだというお答え以外に我々は得られなかつた。こゝういふところに、秩序を紊るような法律は、良識ある風會の方々は大体反対だといふことを私は聞いてゐる。良識のない人はどうであるか私はわからぬ。こゝういふところに日本の民主主義の破壊があるというものが、私どものこの立法に対する大きな疑点であります。若し然らずとするならば、どうかこのことについて明快なる御答弁を伺いたい。近頃、現政府が提出して参りますところの法律は、占領下における多くの立法の國情に合致するもの、是正するのだといふことをおつしやる。私は必ずしもそれは否定いたさないものであります。が、これに對しては、私どもが本格的な、日本に初めて生れて成長しつつあるところの民主主義のこの大きな、大らかなるものを阻止してはいけません。行き過ぎを是正することは、これは賛成であります。であります。が、その芽を摘むような、少くともこゝにおいてこの地方自治体

の自由を束縛するような法律を、こゝであなた方がこれを確定されんとするならば、これは永久にその責任が問われなければならぬのであります。この点について自治体の真の自由を守らう、どこまでも自治体の育成強化のために図らうという意図があるならば、この点に對するところの明快なるお答えをお願いしたいと思います。

第五にお尋ねしなければならぬ点がある。それは何であるかと申します。第一にお尋ねをいたしましたように、甚だ不幸なる出来事ではあります。けれども、この議場内においても、それは政府と對峙的な意見と地位におるかも知れんけれども、同僚議員の相当数の者が、この國會は無効の延期なりとして出席しておられない。こゝういふわけだと呼ぶ者あり。こゝういふ状況において、私どもはこの法律を審議して行くのであります。こゝういふ状況において審議せられたるものに対して、政府は飽くまでこれが正しいものとして主張せられるのであります。こゝういふか。これは後に残る問題であります。私どもは、河井議長のおやに伝えられました正式なる、少くとも形式的なるこの二日の延長並びに十日の延長に對しましては、その通告を受けたという事実において、私どもはこれに従わざるを得ない。これが良識ある改進黨の立場であります。併し具さにその内容を検討しますならば、私ども第三者の立場としてはさうであります。第一者と第二者との間に何か過誤があるならば、今後制定せられべきところの法律が一体どうなるかといふことに対して、これ又現内閣總理大臣としての態度を明確にして置くことを

私はこゝで要望する。のみならず、私どもが現在の日本の社会現象として憂いますことは何であるかと申します。と、現在の自治警察が会期延長無効の立場をとつて、この警察法案が通過したとしても、これに従わないといふような場合も起り得ることを私どもは懸念する。即ちこの新しい制度に反對しておりますところの五大都市並びに多くの市町村の警察は、この法律は無効であるといふような立場をとつて、今後これに従わないといふ、こゝういふ事象が起つて来ることを私は非常に懸念してゐる。こゝういふような國を非常に混乱に陥れるようなことが起つた場合に、その責任はどこにあるか。又これを如何なる方策を以て正しむものに直すかといふことが、今後の重大な問題となつて来るわけであり。私どもは、単にこの法律を今制定するばかりではない。これからよつて来たところのこの重大なる政治責任に對しまして、今、總理のお答えを願わなければならぬ段階に立至つたのであります。

以上の五點について、總理より明快なる御答弁あらんことを望むものであります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

第一の御質問は、このたびの國會の未曾有の大不祥事件、大混乱を來たしたことに對しまして、總理大臣の政治責任を問うといふことであります。私はその意味の何たることを了解ができません。このたびの不祥事件、このたびの混乱は、一体誰がいたしたのであるか。議事が進行できない

かつたようにいたしました者があつたと我々は考へざるを得ないのであります。その議事の進行を妨げたことが、私の責任、總理大臣の責任であるとは考へておりません。現に政府は、衆議院から警察法案を參議院に送付いたしましたから月余に亘る協議を求めておるのであります。又その間に、國會をしばしば延期して、而して國會の慎重なる審議を要求いたしましたのであります。にもかかわらず、今日に至るまで、その審議未了、若しくは議事ができないような事態に陥つておるといふことは、これは政府の責任とは全然考へないものであります。

更に委員會の中立性について御質問がありました。委員長はこれは議事の決定に預かるものではないのであります。又委員はその身分が保障されておるのであります。故にその中立性は十分保障されてゐると政府は考へるのであります。又、本法によつて地方公務員の人事権を握るというところは、國家権力を以て自治体の特権を侵すものであるといふ御議論であります。が、警視總監、又は警察本部長は國家公務員であり、府県の機關としては、地方公務員法の定める人事管理に従ふものであります。御意見のやうなことはないと私は確信いたします。又自治警察においてこのたびの会期延長は無効と認めるということであり、政府といたしましては、衆議院議長から、会期の延長の通知を正式に受けておるのであります。今回の会期延長は無効だとは政府は考へておりません。その他は、主管大臣からお答えいたします。(もう少し丁寧に答へられたいかな)と呼ぶ者あり、拍手)

昭和二十九年六月七日 参議院會議第五十九号 警察法案外一件

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○國務大臣(緒方竹虎君) 私、今、笹森君の御質問を拝聴しておりました

が、特に私に御質問になつた点はないと存じますので、議長から御指名がありましたが、この点を申し上げて退きます。(納得できないことですよと呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) 笹森君、質問よろしくございますか。

○議長(河井彌八君) これにて、質疑の通告者は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

兩案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。楠見義男君。

〔楠見義男君登壇、拍手〕

○楠見義男君 私、只今議題となつております警察法案外一件について、反対の意思を表明せんとするものであります。

反対の理由は数点に亘つており、順次これを申述べたいと存じますが、その前に、この際、一言附け加えておきたいと存じます。政府が国民の驚々たる非難のうちに、法律を不当に悪用して検察庁法第十四条による指揮権を発動し、而も又本院の警告決議もあえて顧みず、誤つた行政措置を撤回せざるままの状態を固執してまで、その成立を庶幾したいいわゆる重要法案の一つであるこの警察法案が、今日このよう

な異例の状況の下において審議されるということは誠に遺憾であります。

(「その通り」と呼ぶ者あり)殊に、去る三日夜の衆議院における我が國憲政史上未曾有の不祥事は、民主主義の危機をひし／＼と痛感せしむるところであります。これも又この警察法案に

関連するところ少からざるを思うとき、更にその感を深うせしむるものであります。国会こそは、民主主義達成への前駆であり、同時に又民主主義を守る後衛でありまして、暴力を防ぐ最高の機関にして言論の府たるこの国会の一角に暴力行為が惹起したことは、誠に痛恨事であり、そのよつて来たる

ところ、或いは理非曲直のいづれに存するかは、国民の正しく批判するところであり、関係者又、この際十分に慎重反省を要するところでありましよう。ただ、我々参議院は、いよく国民の信頼に応え、その権威と尊厳保持のためにも、他の轍を踏むことなく、飽くまでも冷静に、与えられた情勢に正しく対処して、重要法案であればあるだけに、今日この会議におきましても、慎重審議を重ね、あらゆる論議を尽くして参りたいと念願するものでござい

ます。警察法案に対する私の反対理由の主なるものは次の四点であります。

第一点は、国家公安委員会の委員長に國務大臣を以て充てるといふ点であ

ります。現行警察法は勿論、新警察法案におきましても、警察制度を貫く原則は、民主的警察であり、その組織の中核は公安委員会制度であります。そうしてその運営上における基本的態度として、強く要請せられてゐるものは、不偏不党、公平、中正の精神であります。で、このことは、法律の目的として規定されております第一条において「民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し」と言ひ、警察の職務として規定されております第二条において、警察は「その職務の遂行に當つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし」と言われ、職務の宣誓の内容として規定されております第三条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は……」

尤も國務大臣は、特別職の故を以てか職員から除外されてゐるようでありますが、「警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとす」と規定されてゐることに徴しても明白であります。警察組織法たる本法案において、その中心たる国家公安委員会委員長に政党内閣制の下における國務大臣、而も更に任命せられ、夕には何らの身分的保障なくして、総理大臣罷免権発動の対象となることあるべき渺々たる紐付き國務大臣を以て充てるといふことは、民主的警察制度の根

本と全く相反するものと言わなければなりません。この点に關する政府の考え方は責任所在の明確化ということとその提案理由としておられます。然らば責任所在の明確化ということとは、具体的に言えば如何なることを意味するかと質しますれば、委員長は、会務を總理し、委員会を代表するけれども、委員会においては表決権を有せず、ただ五人の委員の中で、欠席者があつて表決において可否同数の場合にのみ決定権を持つに過ぎず、このことは法案第十一條にも明らかに規定されてゐるのであります。従つて委員長は、總理大臣が国会の承認を得て任命するところの有能なる国家公安委員諸公に對しては、何らの指揮その他の影響力を及ぼすものでない旨を明らかにいたしております。そこで政治責任の明確化ということは、小坂國務大臣が委員会に答弁せられましたように、常に政府の意向を委員会に、又委員会の空気を政府に、それ／＼反映せしむる、いわば伝達機能を果たすということに過ぎません。而もその間、何らの影響力を及ぼさざる一種の連絡機関としての委員長であります。前に申述べましたごとく、警察組織の中核体たるこの委員会制度、而も民主的な公平中正を旨とするこの制度を保持せんとする警察組織において、右のような常軌的にも納得できない理由を以て、原案を固執せんとすることには、どうしても反対せざるを得ません。連絡伝達機能を果たすといふことであるならば、例えば担当國務大臣が、常時、委員会に出席して、何時でも政府の意向を連絡するた

めの發言の機会を与えたり、或いは委員会の空気を閣議に連絡する機会を与えるような措置を行政的に、又は法律上規定すれば足りるのであります。原案の趣旨が、真に政府の説明の通りだとすれば、問題が大きく、又いろいろと疑問のある点であります。ただ、他の方法を講ずべきであると思ふのであります。又若し政府の説明するところ以外に、何らか他の意図がありとすれば、それこそ反対論者の臆れる警察権の集中掌握、政党化のそしりを免れないのでございませう。要するにこの問題は、民主警察の中心柱として認められた公安委員会制度と内閣との調整を如何にするかに附着するわけであり

ますが、公安委員会制度の性格において、何らの変更を加えずして、これを存置する以上、原案のごとく國務大臣を以て委員長に充てるといふことは、全く矛盾する考えであります。

反対の第二点は、都道府県公安委員会の自主性の問題であります。政府原案は、第四十九條及び第五十條について、衆議院における修正によりまして、多少改善されましたけれども、まだ十分とは申せません。都道府県公安委員会制度が国家公安委員会制度と共に民主的警察組織のキー・ポイントである

一三〇六

ことは、申すまでもござりません。本来警察機能は、旧憲法下におきましては、国家統治権の作用として認められ、いわゆる警察一体の原則に基いて組織運営せられたものであります。従つてその機能は、いわば軍隊的に能率的に發揮せられておつたのでありまして、このことは、一面いろいろの弊害も生じましたけれども、他面又、大きな長所でもあつたわけであります。併し新憲法下におきましては、能率の点において、或いは経費の点において、いろいろ問題があらわれましたが、特に地方自治との関連、地方自治体の主導権が強調せられ、その結果、従来と全く趣を異にした警察組織が生まれたのでございまして、新警察制度において、やはり都道府県警察がその主たる要素を成してあり、一面警察の有する国家的な性格と如何に調和せしめて行くかということが、本法案においても問題の中心点たるべきであります。即ち、このような観点から、衆議院においても修正を加えられたことと思ひまするが、いわゆる三派協定は不徹底のせしりを免れません。即ち、警察作用の性格を旧憲法時代と異なり、地方自治体警察と国家警察とを明らかに分けて觀念し、而もその組織運営の中心としての公安委員会制度を設けた以上、委員会の自主性は厳に認むべきであると思ひのであります。

反対の第三点は、地方公務員たるべ

き者の一部を国家公務員として、而もその国家公務員が都道府県に属する地方公務員の任免権を持つという点でござい。本法案におきましては、都道府県の地方警察職員の任免権を国家公務員たる警視總監又は警察本部長が握つております。このことは、地方自治に対する重大なる侵害であると思ひのであります。前にもしばしば申述べましたごとく、新警察制度は、都道府県警察の存在を前提とし、これを警察組織の中に認めた以上、都道府県警察に従事する職員は、飽くまで自治体の職員とすべきであります。ただ警察機能の中で、国家的性格の存することを強調するの余り、あえて地方自治の侵害まで試みんとすることは、事の本来を誤るものであります。で私は、警察機能について国家的性格のあることに異論を挿むものではございせんが、その機能を果たすためには、別途自治体警察に対する国の指揮監督権を更に強化するの措置を考え、或いはこれを法律上規定すべきであります。本来、地方公務員たるべき一部の職員を国家公務員とし、その国家公務員が地方警察職員の任免権を持つに至つては、中央集権制の弊に立ち戻るものであると考えますと共に、任免権を持たねば物事がうまく行かんという旧態依然たる考え方自体、もうそろそろ改むべきではなからうかと思ひのであります。今日、任免権よりもつと大きな

能力が、国民の輿論という形で厳に存しておることを忘れてはなりません。このことは、本院における警察法に関する公聴会で、自治体警察側の公述人から、自治体警察に対して特高訓練が強制せられた実情や、将来は選挙干渉の起る懸念あることについて意見の開陳があつたことと思ひ合せ、我々の注目すべきことであると思ひのであります。

反対の第四点は、いわゆる五大都市警察について、その経過的措置及びこの法案成立後の措置に關してであります。衆議院において修正せられました点は、原案を著しく改悪しておると私は思ひます。三派修正は、それ／＼の立場からする妥協の所産とは存じますが、問題を、今後更に一層複雑化するの虞れなしとはいひ、甚だ憂うるものであります。衆議院修正の附則第二十八項におきましては、いわゆる五大都市たる指定都市警察の自治体警察としての現状を、この法律制定後一年間、現状のまま延ばすこととしておるのでありますが、このことは如何なる理由に基くものか、その意図全く不明であります。都道府県警察への移行に必要とする準備期間は、政府原案においては、おおむね三ヵ月余を予定しておるものと認められるのでありますが、そのことに對する十分の検討もなく、ただ漠然と一年間延ばし、現在のとき、甚だ遺憾であります。国警

自警対立の状況を残すということは、甚だ了解しがたい点であります。殊に問題になりますのは、法案修正の結果、指定市において、市警察本部なる組織が恒久的に残る点であります。事の当否は別といたしまして、原案においては、自治体警察は、都道府県警察に一本化し、警察機能の能率化を図つておるのであります。然るに修正された市警察本部は、都道府県警察本部の指揮下にあるとは申しながら、独立して管下警察署をみずからの統率下に置くのでありますから、迅速を導ぶ警察機能からすれば、一段階余分のものが新たに設けられたことになり、このことは、現在の五大都市警察をそのまま存置することよりも、能率という点から申しますれば、更に悪くなるように思われるのであります。要するに五大都市警察は、存置するか廃止するかのいづれかをとらず、姑息なる妥協の所産は、却つて将来に禍根を残すものとして、この点についても反対せざるを得ないのであります。

以上は、私の本法案に対する反対の根拠とする理由の主なるものであります。このほか、例えば公安委員の就任資格に關する欠格事項、法案成立後における自治警察職員の新制度移行に伴う経過規定の不備等々、数多くの不備欠陥或いは疑問の点が存するのであります。而してそれらのものうち、行政措置によつて或いは又法律運用の

妙味によつてカバーされるものも少なくないと思ひますから、あえてここにあげつらう必要はないと思ひます。が、以上挙げました理由四点、なかなく第一点の国家公安委員長に國務大臣を充てるという点だけは、本案も又庶幾している民主的警察制度の眼目を貫くという観点から、どうしても反対せざるを得ないことを重ねて強調し、私の反対討論を終る次第であります。

(拍手)

○議長(河井彌八郎) 伊能芳雄君。

「伊能芳雄君登壇、拍手」

○伊能芳雄君 私は自由党を代表いたしました。今、只今議題となつております警察法案並びに警察法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案に關し、衆議院送付案に賛成の意見を表明したいと存じます。

現在の警察法は、周知のごとく、占領下の初期において連合国の日本占領政策の一環として制定されたものであります。これら一連の占領政策は、日本における民主主義の育成と強化に最大の重点をおいて行われたものであり、それは我が國の戦前におけるファシズムと全体主義に對する当然の反省であり、又その再現を防ぐ趣旨でもあつて、我々國民といたしましては、誤まつた戦争を遂行した経過を顧みて、深く自己批判をしておつた場合であつたのであります。我々は占領政策に處ら

れたこの民主主義の精神を更に育成強化しなければならぬことは言うを待ちません。およそ民主主義は、その原理においてこそ不動のものであります。これが諸制度として具体化されるべき、その国の歴史的、文化的、社会的、経済的諸条件と、又、多分に国民性を基礎とすることは言うまでもないところであります。それゆゑの国にそれ／＼特有の民主主義的な制度が育つてゐることは、民主主義の諸先進国に見る通りであります。この歴史的、文化的、社会的、経済的諸条件乃至国民性を無視した観念的な民主主義制度は到底あり得ないのであります。

真剣に検討を加え、過去における我が国の民主主義の歴史を深く批判し、フアツシヨに至つた跡を反省し、真に我が国情に合致する民主主義を自分のものとして身につけ、育てなければならぬ段階に到達していることを痛感するものであります。我が自由党が夙に占領行政の是正を力強く叫び、実行に移さうとしてゐるゆゑは、全くここにあるのであります。私はこの見地に立つて本法案を検討してみたいと思ふのであります。

戦前の我が国の警察制度は、徳川時代の封建制度を脱却して、統一国家への移行と共に、あらゆる他の制度と共に、統一国家への傾向の強い先進国、仏、独の制度を模範として取入れた国家警察であつたのであります。而してその統一性と能率主義の点から見れば万国無比な警察を樹立したことは、万人のひとしく認めるところであります。併しながら余りにも能率主義に偏したために、極端なる独善に陥り、フアツシヨの傾向が抬頭するに及んで、遂に軍閥に利用されるに至り、国民をして窒息せしむるに至つたのであります。現在の民主主義警察制度は、これに対する大きな反省と共に、連合軍の指導によつて作られたものであります。即ちこの制度は、我が国に、先ほど申しましたように、曾つて民主主義の行われたことを強いて忘れて、民主主義のイロハから手ほどきをやるつもりであつたか、或いは故意に警察力を分散してこれを弱化するつもりであつたか、アメリカの開拓地に個々ばらばらに育つた自主的な警察制度、或いはイギリスの自由市に自然発生的に生れた警察制度、——これらはすでに両国共に、近代の統一国家の完成と共に、これに即応した有機的警察制度にとつたの昔に改編されておるのであります。が、この程度の極端なプリミティブな民主主義警察を、我が国情を全く無視して強行したものであり、近代の統一国家の制度としては、すでに極めて陳腐化した、時代の化したものであります。見方によつては最も封建的なものともいふことができるのであります。即ち、現在の警察法においては、今日の統一国家になければならぬ警察の有機性、統一性、国家性を全く無視しており、制度的に見れば、個々ばらばらの警察であり、今日の時代における有機的な事象、特に全国的治安問題等には到底対応できない時代遅れの制度であり、そこに大きな欠陥が見出されて来たのは当然の帰結であります。

ここに我々は、占領政策によつて強行された日本民主化の諸制度について

事象、その運営の点より見ても幾多の欠陥を包蔵しておりまして、その弊害は、近來漸次顕化する傾向にあります。すなはち、国民のひとしく認むるところであります。警察制度の改正は、すでに国民の世論となつて来たのであります。この段階に至つて、なお現制度を固守せんとする人々の愚はむしろ滑稽ともいふべきであります。

世論は警察制度の改正を求めております。そうして現在求められておる警察制度は、国家的有機性と能率主義の長所を復活すると共に、戦後我が警察に取入れ、育てて来た民主主義的美点を十分に活かし、併せて、我が国の貧弱な国力、殊に経済財政の実情に應じた経費のかからない警察制度でなければなりません。およそ警察は、十分に能率的で、国民の生命、財産、身体、保護、犯罪の鎮圧、捜査その他社会の秩序の維持に十分に役立つものでなければなりません。観念的にして素朴な民主主義の理論に従つて警察を分権化して、警察力を徒らに分散し弱体化して、警察の民主化成れりとするがごときは、警察本来の使命を忘れたものと言わなければなりません。(拍手)警察は絶対に民主主義の飾りものではありません。又近代の統一国家における警察においては、国内治安維持こそ最高の国家的要請であり、その責任が政府にあることは極めて自明のことに属し、これを明確化しておくことは絶対に必要であります。(拍手)このことは、近代的民主主義国家において要請せられているかの責任内閣制の原則から考えて、極めて当然のことであり、これこそ警察制度の一大眼目と言つても過言ではありません。(拍手)併しながら一面過去における我が警察の運営の跡を顧みると、警察の民主的運営が十分に保障されるような組織でなければ

ならんことも又当然で、六年に亘り運営されて来た現在の警察制度におけるこの面における運営の仕方は極力保持しなければならぬところであります。即ち警察が時の政府や一部勢力者のために利用されるような組織であつてはならず、又その運営が独善的に行われようとなぐ、住民に親しまれ、且つ愛される警察でなければならぬのであります。警察の仕事が常に中正に国民監視の下に運営される保障がなければならず、往年の政党警察、権力警察の弊を繰返す愚は、厳にこれを戒めなければならぬところであります。

なお我が警察制度については、他の民主主義諸制度と同様に、できるだけ経費のかからない制度とすることが、我が国の貧弱な国民経済の要請でもあることを特に附加しなければなりません。我が国の国民経済の現状において、富裕国に育つた民主主義警察のあり方をそのまま我が国に植え付けて、能率の上らない無駄の多い警察をやつて行くほどの余裕はあるはずがありません。併しながら我が国の警察制度についての以上の要請は、なか／＼両立しにくい要素を内蔵していることも又事実であります。即ち能率的なことと民主的なこと、又警察責任の明確化と警察の中立性の維持というこれらの要素は、これを警察の組織として見るならば、前者に重きを置くと、後者の保障が薄くなり、後者を重視すると、前

者が軽くなる結果となるのであつて、これらの相反する要素を最も適当なところにおいて調和点を見出すところの努力が続けられて来たと思つております。

今回衆議院より送附された警察法案は、これを如上の諸点より見るとき、以上の要請を比較的よく満たし、これを適当なところに調和し得た制度と言ふべきであると信ずるものであります。即ち今回の警察法案が、国家地方警察と全国四百有余の市町村自治体警察とを廃止して、これを都道府県警察に一元化し、簡素化したことによつて、警察事務が能率化すると共に、経費の節減に大なる効果をもたらすことについては、これ、何人といへども疑いを差込む余地はございません。又警察行政の要請である治安責任が明確化されるものでなければならんことについては、これ又言うを要しません。このことについて、国家公安委員長は國務大臣を以て充てることによつて、これを十分に果たしており、又警察の中立性維持については、国及び都道府県における公安委員会制度の運営によつてこれを果たさうとしておるのであります。

今回の法案に対する非難の一つは、この法案において警察の民主性が侵される虞れがないかという点であります。前記の通り、民主性と能率性、中立性と責任の明確化と、それと相

対立する要素を制度の上において如何に調和すべきかは極めて困難な問題であり、又意見の分るところでありますので、我々はこの法案に対する批判につきましても、輿論に聞いて検討したのであります。その多くは十分なる理由に乏しく、或いは誤解であり、又ためにする議論であると言わざるを得ないのであります。要は、今後の公安委員会制度の運営如何にかかつておると申すべきであります。非難の一つは、国家公安委員長を國務大臣にしたことによつて中立性を害するといふのであります。前に述べたように、国の行政全般に責任を持つ政府の意図を治安行政の面に反映し、一般の行政と警察行政との連絡のとれた、調整のとれた制度として運営されることを目的としたもので、この委員会制により警察の中立性を維持しつつ、治安についての国の責任を明確にすることが可能とされておるのであります。即ち国の治安についての政府の責任と警察行政についての中立性の確保という二つの要請を満たして巧みにこれを調和し得たものといふべきであります。現行制度のごとく、内閣と公安委員会とを分断しなければ、警察の中立性を維持し得ない論者は、政党政治の原則に基き責任内閣制をとつてゐる今日、その人みづからが政党内閣制、責任内閣政治についての主張を否認したものであるといふべきであります。(拍手)又

地方自治の観点からいふならば、近代的統一国家においては、中央を無視して地方なく、地方を無視して中央なく、中央集権と地方分権を適度に調整した制度こそ理想的な民主主義の制度といふべきであります。極端な分権制は往昔の領土政治、封建制に通ずるものであり、特にその事務自体において、国家的性格と地方的性格とを兼ね具えた警察事務の性格、そして狭小な国土に多数の人口を擁する我が國の事情から見れば、本案における府県警察は、自治体たる府県を単位としたもので、警察の広域性から見て極めて適切であり、又これに自治体としての自主性を認めつつ、適度の国家性、有機性を与へ、近代國家における警察としての有機性を保たしめようとするものであり、この上より見るも、民主警察の理念は十分維持されており、府県の自治は十分尊重せられてゐることを看取できるのであります。

以上述べると、この法案は、警察の要請する数々の相反する要請を誠に巧みに調和し、近代民主主義國家における警察として、特に我が國の歴史と社会情勢に適応した警察の組織を作るものであり、本法案に対する非難のごときはことごとくいわれぬものと云ふべきであります。

我々は、我が國における治安を維持し、國民を暴力より守り、民主主義の繁栄を期待するが故に、本法案の成立を

切に希望するものであります。以上を以て私の賛成討論を終りたいと存じます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 小林武治君。

〔小林武治君登壇、拍手〕

○小林武治君 私は緑風会、多数意見を代表いたしました。只今議題となりました警察法案は一件に対し賛成の意を表するものであります。(拍手)

即ち現行警察制度は、昭和二十二年に占領政策の一環として従前の制度を根本的に改変したものであり、その狙いとするとところは、警察制度を民主化、地方分権化することにあるのであります。その真意はむしろ日本の警察の分散弱体化にあつたのであります。その効果は意外に早く現われ、警察はいわば支離滅裂となり、その無気力、その非能率は社会不安を惹起するに至つたことは、なお我々の記憶に新たなところであります。

(拍手)従つてこれをそのまま放置することは、生命財産の保障にまで危惧の念を抱かしむるものであり、これが改善は、早くも國民の関心を深めつつあつたのであります。私も当時地方行政の責任者といつたしまして、治安の確保に重大なる不安を感じ、政府当局に対し再三に亘り、強くこれが是正の要望をいたしましたのであります。遺憾ながら十分なる改正を見ず、在昔今日に至りましたのであります。今日遲延しながらも、これが根本的改正案の提出

を見ましたことは、その細部に至りましては、種々の異論もあろうと存するのであります。その大本、その趣旨につきましては、我々としては大いにこれに賛意を表するものであります。(拍手)

即ち力の分散、権限の分化、組織の細分化は、半面において直ちに力の弱体化を来たすは理の当然であり、従つて客観情勢に対応して力の強化、能率化、経済化を図らんとせば、或る程度の力を集中、組織の強化、又地域を広域化する要あるは言を待たないところでありまして、今回の改正案におきまして、市町村の自治体警察を廃止して、広域自治体たる府県警察に再編することは、警察力の能率化、経済化を要する当然の帰結としてこれに賛意を表せざるを得ないのであります。併しながら先般の改正が、日本の警察に幾多の救うべからざる欠陥をもたらしたことは争うべからざる事実とするも、而もなお日本の警察を民主化し、又住民に親しみましたその功績は没却することができないのであります。従いましてこの長所をでき得る限り存置することの要は、今回の改正におきましても、これを看過することができないのであります。その意味におきまして、都道府県公安委員会の活用は本案の眼目でなければなりません。その自主独立性を強化するためには、格段の用意を必要とするものであり、今回の

衆議院送付案においても、府県警察本部長の任免についてその同意を要することとしたるは、その趣旨に即するものとして賛意を表するものであります。更にこの際政府に対しても、この都道府県公安委員会の自主性尊重のためには、今後一層の戒慎を要望しておくものであります。

なお、本改正案におきまして国務大臣を國家公安委員長とすることににつきましては、強い反対があつたことは御承知の通りであります。その反対の理由は、警察の中央集権化、政府の御用化、或いは一党の私物となることを恐れるが故にあることに鑑み、政府はこの点に深く思いをいたし、その反対を今後杞憂に終らしめるよう格段の御注意を促すものであります。(拍手)

なお、今回の警察法改正に当り、国民をして最も危惧の念を抱くのは、過去において我々が苦い経験を持つ警察國家の再現であり、特高警察の復活であります。この点につきましては、政府としてむしろ神経過敏に過ぎるぐらゐの反省、自衛を必要とするものと信じます。即ち人権の擁護は、我々國民としては絶対の要請であり、警察権の濫用については、当局として厳にこれを戒むべきものであります。而してこれが防止につきましても、必ずしも組織の整備や法令の完備によつてのみ、これを全うし得るものではありません。要は、その衝に當る人の問題であ

ります。即ち警察官は、とかく専門化し、ややもすればその視野は狭く、常識においても必ずしも万全とは申されないものであり、又その職務に熱心な余り、行き過ぎの虞れがある者もあるにつきましても、警察官の人選、その教養、又平素の訓練に當りましても、当局においては十分の戒慎をせられ、いやしくも國民の警察、住民の警察官として欠くることのないように、重ねて要望いたしておくものであります。

この意味におきまして警察学校の運営につきましても、政府に格段の配慮を願つておきたいのであります。即ち従来の傾向からいいますれば、学校の運営等は、とかく輕視せられるのであります。この警察本来の目的達成のためには、どうしても警察学校の運営につきましても、政府の格段の配慮を要望しておくものであります。

なお今回の改正に當りましては、府県、市町村それぞれの立場におきまして、自治警の存廃をめぐる、激烈に運動、陳情の行われたことは、無理からぬこととは思われるのであります。而もなお、これがために浪費されたる労力、時間、経費は莫大にして、その國民的損失は誠に遺憾とするところであります。政府としても、國民として又これがため府県対都市の対立抗争を促し、治安当局相互間にすら、幾

多の摩擦、対立をもたらしめたことは、今後の治安維持の上にも禍根を残したものであると思ふのであります。特に某市警察本部長のごときは、國家警察本部のなすところを暴露し、又これを公然と誹謗し、その考へ方、その態度を全く異にしておることを露呈したるがごときは、事柄の善悪は別として、一団としての警察組織、警察活動に対する國民の信頼を失わしめたことは重大遺憾事であり、いわば現行の制度の欠陥を端的に露呈したしたものと見て、改正の必要をみずから証明するものと言わざるを得ないのであります。而してこれら治安当局間の対立抗争は、國家のために一日も速かにこれを終結せしむべきであつて、そのために、本法案の速やかな成立を私は要望せざるを得ないのであります。(拍手)この点につきましても、衆議院は、五大市の市警をなお一年間存続せしめることに修正せられたのであります。かかる妥協は、むしろ右の対立抗争を激化せしむるばかりではなく、住民並びに關係当局の運動、陳情を一層熾烈化せしむるもとでありまして、我々は、にわかにこれに賛意を表することができないのであります。併しこの際の措置として止むを得ざるものとして、これを認めるものであります。

次に、警察の改編に伴う警察官の給与、恩給の問題であります。この点につきましても、自治体警察側の要望は、或る程度容れられておるのであります。恩給につきましても、地方の切実なる要望に鑑み、恩給計算の基

本額について選択権を認めるよう、今後政府当局の措置を要望しておくものであります。

なお、警察改編につき人事の問題であります。人事の適正化は、この警察制度改正の成否を私は左右するものと思ふのであります。いやしくも自治警側に不利を及ぼさざるよう、國警側の謙虚なる態度を望むものであります。

なお終りに、本法案の審議期間の問題について一言いたします。本法案は御承知のように、五月十五日に衆議院より送付せられたものであります。爾來僅かに二十数日を教えるに過ぎないのであります。かかる期間を以て、本案のごとき重大法案を議了せんとしたことは、本院として遺憾とするところであります。この点につきましても、この際政府当局並びに衆議院に対しては、

も深甚の考慮を求めざるを得ないのであります。併しながら、地方行政委員として、この際申上げておきます。我々は、かかる短期間にもかかわらず、我々の努力により、相当程度の審議を尽したといふことをあえて皆さんに申上げておく次第であります。(拍手)

以上、要するに本案は、私どもの要望、客觀的情勢並びに日本の現状に鑑み、警察組織を再編せんとするものであります。警察の本質は、常に不偏不党、公正、公平なるべきものであり、特にその権限の行使に當りましては、いやしくも人権の尊重を旨とすべきものであります。が故に、政府並びに關係当局は、これが運営に當りましては、この点につき厳に戒慎せられ、これを強く要望いたしまして、本案にはなお若干の不滿を持つものであります。が、これらは、それ／＼他日の改善に待つこととして、この際は次善の措置として、衆議院送付の二法案に賛成することといたしまして、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。(議長々々と呼ぶ者あり)両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて両案は、可決せられました。(拍手)

議事の都合により、本日はこれにて延会いたします。次会の議事日程は、決定次第、公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後五時五十九分散会

○本日の会議に付した事件

一、地方行政委員会において審査中の警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について国会法第五十六条の三の規定により、此の際、同委員会委員長をして一時間以内に中間報告をさせ、委員長報告せざる時は、事故あるものと看做して理事をして報告せしめ、報告時間を一時間以内とするこの動議

一、警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の中間報告

一、地方行政委員長から中間報告があつた警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を一括して国会法第五十六条の三の規定により本会議において審議することの動議

一、警察法案
一、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君
議員
佐藤 尚武君 小林 武治君
小林 政夫君 岸 良一君
北 勝太郎君 加藤 正人君
片柳 眞吉君 梶原 茂嘉君
上林 忠次君 楠見 義男君

柏木 庫治君 奥 むめお君
井野 眞哉君 石黒 忠篤君
飯島通次郎君 加賀山之雄君
赤木 正雄君 森 八三一君
村上 義一君 溝口 三郎君
三木與吉郎君 三浦 辰雄君
前田 穂君 廣瀬 久忠君
後藤 文夫君 早川 慎一君
野田 俊作君 田村 文吉君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋 道男君 杉山 昌作君
高瀬莊太郎君 高木 正夫君
島村 軍次君 白井 勇君
横川 信夫君 深水 六郎君
木村 守江君 安井 謙君
伊能 芳雄君 青柳 秀夫君
高野 一夫君 西川弥平治君
石井 桂君 井上 清一君
関根 久蔵君 川口爲之助君
吉田 萬次君 酒井 利雄君
佐藤清一郎君 谷口弥三郎君
宮本 邦彦君 長島 銀蔵君
宮田 重文君 大矢半次郎君
石川 榮一君 石原幹市郎君
植竹 春彦君 岡田 信次君
松岡 平市君 大谷 盛清君
團 伊能君 一松 政二君
西郷吉之助君 中川 幸平君
北村 一男君 左藤 義詮君
寺尾 豊君 中川 以良君
山縣 勝見君 吉野 恒次君
津島 壽一君 大達 茂雄君
青木 一男君 大野木秀次郎君

小瀧 彬君 古池 信三君
伊能繁次郎君 杉原 荒太君
柳原 亨君 大谷 賢雄君
宮澤 喜一君 高橋 衛君
横山 フク君 西岡 ハル君
重政 庸徳君 小澤久太郎君
鹿島守之助君 木内 四郎君
藤野 繁雄君 雨森 常夫君
石村 幸作君 青山 正一君
秋山俊一郎君 入交 太蔵君
高橋進太郎君 仁田 竹一君
松平 勇雄君 加藤 武徳君
上原 正吉君 郡 祐一君
山本 米治君 小野 義夫君
愛知 揆一君 平井 太郎君
川村 松助君 堀 末治君
白波瀬米吉君 池田幸右衛門君
島津 忠彦君 松野 鶴平君
小林 英三君 草葉 隆圓君
泉山 三六君 黒川 武雄君
石坂 豊一君 井上 知治君
岩沢 忠恭君 木村龍太郎君
木島 虎蔵君 白川 一雄君
石川 清一君 有馬 英二君
三好 英之君 深川タマエ君
武藤 常介君 寺本 廣作君
松浦 定義君 紅露 みつ君
最上 英子君 堀木 鎌三君
笹森 順造君 菊田 七平君
吉米地義三君 松原 一彦君

内閣総理大臣 吉田 茂君
法務大臣 加藤 五郎君

農林大臣 保利 茂君
郵政大臣 塚田十一郎君
労働大臣 小坂善太郎君
国務大臣 安藤 正純君
国務大臣 緒方 竹虎君
国務大臣 大野 伴陸君
政府委員
内閣官房長官 福永 健司君
国家地方警察本部長官 斎藤 昇君
自治庁次長 鈴木 俊一君

昭和二十九年六月七日 参議院會議第五十九号

一三二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價一部

十五円
(郵送料別)

發行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三〇〇
電報東京九〇〇〇官報課